

吉富町「未来を担う若者の移住・定住促進」
奨学金返還支援助成金

募 集 要 項
〔令和3年7月〕

【 申請受付期間 】

令和3年7月1日（火）から12月24日（金）まで

【 書類提出先 】

吉富町教育委員会 教務課

（吉富フォーユース会館1階）

〒871-0811 福岡県築上郡吉富町大字広津 413 番地 1

【 問い合わせ先 】

吉富町教育委員会 教務課

電 話 : 0979-22-1944

受付時間 : 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

吉富町では、人材の確保と移住定住を促進を目的として、町内に住民登録があり現に居住して働いている方に対して奨学金等の返還を支援します。

1 対象となる奨学金等

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(無利子・有利子)
- (2) 吉富町奨学金
- (3) その他町長が認める奨学金

※ 本人名義で借り入れ、本人が卒業後に返還を行なっているものに限りません。
また、教育ローンは対象外です。

2 助成金の受給要件

次の全ての要件を満たすことが必要です。ただし、公務員は除く。

- (1) 申請時かつ申請年度の1月1日に吉富町に住民登録し、京築地域又は九州周防灘定住自立圏域(吉富町、上毛町、豊前市、築上町、中津市、宇佐市、豊後高田市)の事業所等で就労している方(職種・雇用形態は問いません。)
- (2) 高校・大学等の在学中に対象となる奨学金等を借り入れた方
- (3) 返還を遅延なく行っている方
- (4) 町税や町の各種料金を滞納していない方
- (5) 他制度による奨学金等の返還を対象とした助成・補助を受けていない方
- (6) 申請後、吉富町に引き続き10年以上居住する意思のある方

3 助成金の額

その年度中に返還すべき金額の2分の1 (上限10万円)

- ・申請初年度～3年度目 上限10万円
- 4年度目～10年度目 上限5万円

※いずれも1,000円未満の端数を切り捨てます。

※繰上返還は「その年度中に返還すべき金額」には含みません。

4 助成金の交付対象期間

申請した年度を含め、10年度間を限度とします。

※毎年度、交付申請及び実績報告が必要です。

※次年度以降の交付については、予算の成立が条件となります。

※事業所の都合による転勤などやむを得ない理由により、他へ転出した場合は、

転出している間の助成金は受けることができませんが、再び本町に居住する場合は、申請した10年度間のうち残りの助成期間について助成金受けることができます。

5 交付申請について

- ・令和3年度交付申請受付期間

令和3年7月1日（木）から12月24日（金）まで

- ・交付申請書類

次の書類を持参により提出してください。提出された書類に基づき受給要件等の審査を行い、審査の結果については、文書でお知らせします。

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・吉富町奨学金等返還支援助成金交付申請書（様式第1号）・奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証明するもの<ul style="list-style-type: none">※ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の場合、「奨学金貸与証明書」を提出してください。・奨学金等の返還金額を証明するもの<ul style="list-style-type: none">※ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の場合、「奨学金貸与証明書」を提出してください。・就労していることを証明するもの（就労証明書（様式第2号））<ul style="list-style-type: none">※就労証明書（様式第2号）と同じ内容が記載されていれば、事業所から交付される労働条件通知書等でもかまいません。※自営業の方は、営業証明書等を提出してください。
------	---

6 実績報告について

助成金の交付決定を受けた方は、その年度の奨学金等の返還が終わり次第、速やかに次の書類を持参により吉富町教育委員会教務課に提出し、実績報告を行ってください。

住民登録などの確認のほか、提出された書類の審査を行います。助成金の交付が適当と認められるときは、金額を確定し、文書でお知らせします。

助成金の交付時期は、翌年4月から5月を予定しています。

※3月中に実績報告が無い場合、交付決定を取り消すことがあります。

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・吉富町奨学金等返還支援助成金実績報告書（兼請求書）（様式第6号） ・その年度中の奨学金等の返還の事実を証するもの（領収書、通帳の写し等） ・在職していることを証明するもの（在職証明書（様式第7号）など） ・納税証明書（未納が無いことの証明書）
------	---

※その他必要に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。

7 2年度目以降の手続きについて

交付対象期間中、2年度目以降も助成金の受給を希望される方は、毎年度、必要書類を提出して「更新の申請」及び「実績報告」を行う必要があります。

※各年度とも予算の成立後を条件とし、予算の範囲内での助成金交付となりますので、各年度の募集要項や広報を御確認ください。

●更新の申請…毎年5月中

- ・吉富町奨学金等返還支援助成金交付申請書（様式第1号）
- ・在職していることを証明するもの（在職証明書（様式第7号）など）

●実績報告…その年度中の返還が終わり次第速やかに（3月末まで）

- ・吉富町奨学金等返還支援助成金実績報告書（兼請求書）（様式第6号）
- ・その年度中の奨学金等の返還を証明するもの（領収書、通帳の写しなど）
- ・在職していることを証明するもの（在職証明書（様式第7号）など）
- ・納税証明書（未納が無いことの証明書）

【参考】 手続きの流れ（例） 初年度10月10日に交付申請する場合

年度	申請時期	申請者	吉富町
初年度	10月中	交付申請	交付決定通知送付
	3月中	実績報告書	
2年目以降	4～5月	【更新】交付申請	【更新】決定通知送付
	3月中	実績報告書	確定通知送付・助成金交付